

## むつ市脇野沢水産物処理加工施設 使用者募集要項

### 1. 公募目的

地域水産物の処理加工を行うことにより就業機会の提供及び施設の効率的な利用を図り、もって地域の活性化を促進するため、本施設の使用許可を希望する者を選定することを目的とする。

### 2. 施設概要

面積：処理加工施設 944.80㎡、ボイル施設 204.12㎡ 計1,148.92㎡

### 3. 立地

むつ市脇野沢本村227番地（青森県管理脇野沢漁港用地）

むつ市脇野沢水産物処理加工施設

近隣施設：脇野沢村漁業協同組合

### 4. 応募資格

- ①市の区域内に住所を有する（予定を含む。）者又は市の区域内に主たる事務所を置く（予定を含む。）法人その他の団体であること。
- ②次に掲げる団体でないこと。
  - ア 破産宣告を受けた法人又は清算法人
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続を行なっているもの
  - ウ 暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるものをいう。）

### 5. 応募条件

- ①使用許可期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間とし、1月単位とする。
- ②地域の雇用を創出し、地域の活性化に寄与すること。
- ③主に地域の水産物を原料とし、処理加工すること。
- ④水産物処理加工の目的から逸脱するようなことがないこと。

### 6. 使用条件

- ①使用時間：午前8時30分～午後5時

※ただし、上記は原則とし、詳細については、使用者と市が協議の上、決定

するものとする。

②使用期間：通年（休館日は12月29日～31日、1月1日～3日）

※ただし、上記は原則とし、詳細については、使用者と市が協議の上、決定するものとする。

③使用における損失等については、市は一切の責任を負わないものとする。

## 7. 経費負担

①施設使用料：月額60,800円（1月に満たない場合は1月とする）

（処理加工施設：52,000円、ボイル施設：8,800円）

※上記金額を前納（月払い又は年払い）すること。

②光熱水費

基本料金と使用料に応じた実額を、市の納入通知書により納入すること。

③その他発生する経費については、使用者が負担すること。

## 8. その他

①市が備え付けている備品以外の、その他必要とするものは使用者の負担で用意するものとする。

②施設や施設に付随する設備機器及び備品等の修理・交換については、その修理及び交換に要する経費は予算の範囲内で市が負担するものとし、予算の範囲を超えるものについては、使用者と市で協議するものとする。ただし、使用者の責めにより汚損等が生じた場合は、使用者が負担する。

③市の許可なく、施設の形状や設備器機の配置等を変更することがないこと。  
（例：壁面に装飾を施したり、穴を開ける行為等。）

④使用許可期間終了後、雇用実績・原料取引実績・加工実績を市へ報告すること。

⑤その他疑義が生じた場合は、その都度協議の上決定する。

## 9. 現地説明会

①期 間：令和8年1月26日（月）～令和8年2月13日（金）

②時 間：午前10時～午後4時

③場 所：むつ市脇野沢水産物処理加工施設  
（むつ市脇野沢本村227番地）

④留意事項：現地説明会を希望する場合は、希望日の3日前までに事前予約をすること。

※予約先：むつ市農林水産部水産課

Tel 0175-22-1111（内線2631・2632）

## 10. 応募書類等

- ① 提出書類：1) 使用申請書【様式1号】  
2) 使用計画書【様式2号】  
3) 使用者に関する書類  
・法人、団体の場合：事業内容や役員等を示す書類【任意様式】  
・個人の場合：これまでの事業等の経歴を示す書類【任意様式】  
※必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- ② 募集期間：令和8年1月26日（月）～令和8年2月13日（金）
- ③ 提出期限：令和8年2月13日（金）午後5時必着
- ④ 提出先：むつ市農林水産部水産課  
住所：むつ市中央一丁目8番1号  
電話：0175-22-1111（内線2631・2632）

## 11. 審査

審査は、応募書類の書類審査にて行う。  
ただし、必要に応じ個別に面接を行う。（面接日時は別途個別に連絡する）

## 12. 使用者の決定

- ① 審査方法：使用者の選定にあたっては、むつ市副市長を委員長とするむつ市脇野沢水産物処理加工施設使用者選定委員会委員が選定基準に基づき、申請書類等の評価を行い選定する。  
なお、選定委員全員の評価点合計が満点の7割未満の団体等は選定外とする。選定基準は別紙のとおりとする。
- ② 結果通知：審査結果は応募者全員に書面にて通知するほか、市ホームページに使用許可期間、許可を受けた者、審査結果を掲載する。
- ③ 決定時期：令和8年2月25日（水）予定

【別紙】 むつ市脇野沢水産物処理加工施設使用者 選定基準

選定基準	着眼点	配点
1 申請理由	・ 申請理由が、むつ市脇野沢水産物処理加工施設の目的を十分に理解したものであるか	20
2 地域との関わり	・ 地域で水揚げ、生産された水産物を使用しているか	30
3 地域の活性化	・ 漁協等の地域の水産団体との連携状況  ・ 地域の雇用が創出されるか	30
4 資力及び活動実績	・ 加工事業を安定的・継続的に行うことができる資力を有しているか	10
5 総合評価	・ 総合的な観点からの評価	10
		100

ただし、選定委員全員の評価点合計が満点（600点）の7割（420点）未満の団体等は選定外とする。